

奈良県職員採用 SNS 運用支援業務について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定しますので、次のとおり公告します。

令和 8 年 2 月 25 日

奈良県知事 山下 真

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

奈良県職員採用 SNS 運用支援業務

(2) 業務内容

別紙「奈良県職員採用 SNS 運用支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すところによる。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 契約金額の上限

9,692,100 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※当該予算が議決されなかった場合は、本業務の手続きについて停止等の措置を行う場合がある。その場合、当県は手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

2. 参加資格

本業務の企画提案に単独で参加する者は、(1) から (7) の要件をすべて備えていること。

また、共同企業体（JV）で参加する者は、(8) から (11) の要件をすべて備えていること。

(1) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者で、Q 5「広告・イベント業務」で登録している者であること。（ただし、参加表明書提出時点において登録が完了していない者については、その時点において当該項目に係る登録申請書類を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととするが、企画提案書等提出締切時点（令和 8 年 3 月 19 日 12 時）までに登録を完了していなければ、本件に関する参加資格を喪失するものとする。）

(2) 同種業務を公告日から過去 5 年間に受託した実績を有する者であること。

※同種業務：民間事業者又は国、地方公共団体等の採用広報に係る SNS による情報発信業務

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者

又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (8) 共同企業体のうち、少なくとも代表企業は（1）の条件を満たしていること。
- (9) 共同企業体のうち、いずれかの構成企業が（2）の条件を満たしていること。
- (10) 共同企業体のすべての構成企業が（3）～（7）の条件を満たしていること。
- (11) 共同企業体の構成企業は、他の共同企業体の構成企業として、又は単独で重複参加していないこと。

3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2. 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せずその補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他、不正な行為があったとき。

4. 手続き等

本業務の企画提案に参加する者は、以下のとおり書類等を提出しなければならない。提出物について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

なお、参加申込書及び提案書の提出期限までに応募者の数が 2 者に達しない場合は、募集内容を見直し、再公告するものとする。

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30
奈良県総務部行政・人材マネジメント課採用係
電話番号：0742-27-2052 ファクシミリ：0742-26-0457

- (2) 実施要領及び仕様書の配布

「奈良県職員採用 SNS 運用支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）及び仕様書は、令和 8 年 2 月 25 日から 3 月 19 日 12 時までの間に、（1）の担当部局又はインターネット上の「奈良県総務部行政・人材マネジメント課ホームページ」にて配布する。

ただし、（1）の担当部局での配布については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く 9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までの間は除く。）とする。

- (3) 参加表明書、企画提案書等の提出
詳細は、実施要領に示すところによる。
- (4) 説明会の開催
本業務の企画提案に関する説明会は開催しない。
- (5) 質問の受付
詳細は、実施要領に示すところによる。

5. 受託者の選定

「奈良県職員採用 SNS 運用支援業務委託業者選定審査委員会」が、提出された企画提案書等により選定を行う。詳細は、実施要領に示すところによる。

6. その他

- (1) 本業務の企画提案に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) その他、詳細は実施要領及び仕様書に示すところによる。